

公益社団法人日本軽種馬協会役員の報酬等の支給に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益社団法人日本軽種馬協会（以下「協会」という。）定款第26条の規定に基づき、常勤役員及び非常勤役員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬額等)

第2条 常勤役員の報酬は、本俸として月額896,000円以内、役員手当として月額415,000円以内をそれぞれ支給する。

2 前項に定める報酬のほか、常勤役員に対しては、通勤交通費及び旅費を支給することができる。

3 非常勤役員は無報酬とする。ただし、非常勤役員のうち会長理事にあっては役員報酬として年額1,000,000円以内を支給することができる。

(報酬の支給方法)

第3条 常勤役員に対する報酬は、所得税法その他の税法による税金、社会保険に関する個人負担金を控除した残額に相当する金額を現金で支給する。

2 常勤役員に対する報酬の支給日は、毎月16日とする。ただし、その日が休日に当るときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日とする。

3 非常勤役員に対する報酬の支給日は、12月16日とする。ただし、その日が休日に当るときは、その日前においてその日に近い休日でない日とする。

(常勤役員の報酬の計算)

第4条 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬を支給し、退任したときには、その日まで報酬を支給する。

2 常勤役員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

3 第1項の報酬の支給額の計算は、その月の日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 新たに報酬を受ける非常勤役員に対する支給額の計算は、第2条第3項に規定する額を就任した月からの月割りによって計算する。

5 役員報酬を受ける非常勤役員が退任もしくは死亡したときの支給額の計算は、第2条第3項に規定する額をその月までの月割りによって計算する。

(慰労金)

第5条 常勤役員が退任した場合は、別に定める慰労金を支給することができる。

(端数の処理)

第6条 第2条に規定する報酬及び前条に規定する慰労金を支給する際に生じた円未満の端数の整理は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の規定の例

による。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会で別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(廃止規程)

2 日本軽種馬協会役員給与規程（昭和51年10月4日実施。以下「旧規程」という。）は施行日をもって廃止する。

(経過措置)

3 平成22年12月 1日から施行日の前日までの期間内に協会の常勤役員として在任した者に対しては、第2条第1項に定める報酬のほか、この規程の施行日以後最初に同項に定める報酬を支給する日に、会長が定めるところにより、旧規程第6条の規定を適用することとした場合に当該期間内におけるその者の在任期間に応じて支給する特別手当の額に相当する額の報酬を支給することがある。

附 則 この規程は、公益社団法人日本軽種馬協会設立の登記日から施行する。

附 則 この規程は、平成28年 6月21日から実施し、平成28年 7月 1日から適用する。

附 則 この規程は、平成29年 6月15日から実施し、平成29年 7月 1日から適用する。

附 則 この規程は、平成30年 6月28日から実施し、平成30年 7月 1日から適用する。

附 則 この規程は、令和元年 6月19日から実施し、令和元年 7月 1日から適用する。

附 則 この規程は、令和 2年 7月15日から実施し、令和 2年 7月 1日から適用する。

附 則 この規程は、令和 6年 2月20日から実施し、令和 6年 1月 1日から適用する。